

平成 6 年度秋期から平成 12 年度秋期までの一部免除制度

この免除制度の適用期間は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成 12 年通商産業省令第 329 号)附則第 2 条第 1 項、第 3 項によって、平成 15 年度春期試験までとなります。

平成 14 年 3 月 31 日をもちまして中央情報教育研究所は廃止になりました。

第一種情報処理技術者試験の一部免除制度

1. 一部免除の対象者

通商産業大臣が認定した地域ソフトウェアセンター及び財団法人日本情報処理開発協会中央情報教育研究所(CAIT)において実施する標準研修を適正に修了した者。

2. 免除される試験

午前の部の試験

3. 免除の対象となる試験

標準研修を適正に修了した後、受験可能な最初の試験及びその次に行われる試験

第二種情報処理技術者試験の一部免除制度

1. 一部免除の対象者

通商産業大臣の第二種情報処理技術者試験一部免除認定を受けている専修学校において、情報化人材育成学科(類)の 3 年に在籍し、かつ第二種共通カリキュラムの授業を適正に修了した者。

2. 免除される試験

午前の部の試験

3. 免除の対象となる試験

情報化人材育成学科(類)の 3 年に在学する者はその秋期の試験、卒業者については卒業時の年の春期の試験